

令和８年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲調査業務（伊吹山）

業務説明書

1. 目的

ニホンジカ（以下「シカ」という。）の生息数の増加や生息範囲の拡大に伴い、農林業被害に対しては有害捕獲が進められている一方で、高標高域や奥山においては、捕獲条件が厳しく捕獲が困難なため、シカの滞留を招いている。同様に伊吹山山頂周辺区域においても、シカ局所個体群の利用頻度および利用量が増大し、植生への影響が顕在化している。このため、当該地におけるシカ局所個体群の利用形態等を把握し、より安全で、より効率的かつ効果的な捕獲または排除等を推進することが求められている。

本業務では、「滋賀県（伊吹山山頂周辺区域）指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）」（以下「実施計画」という。）に基づき、当該地において、過年度の調査結果に基づいて罠を設置することで効果的な捕獲を行い、伊吹山の植生回復を目的にシカの捕獲および排除を行う。

2. 実施場所

伊吹山山頂周辺区域

3. 業務期間

契約締結の日から令和９年３月２３日まで

4. 業務内容

当業務は、本業務説明書のほか、別に定める「鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」および実施計画に基づき行うものとする（共通仕様書との差異がある場合は、本書を優先する）。

なお、業務説明書は採用された提案内容を反映した後に、「令和８年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲調査業務（伊吹山）特記仕様書」と名称を改め、上記書類とともに当業務の内容を示すもの（以下合わせて「仕様書等」という。）とする。

（１）業務計画書の作成について（※提案内容を反映すること）

受託者は、当業務着手前に業務委託契約書および仕様書等に基づいて、業務計画書を委託者に提出すること。この場合、業務計画書には、別に規定するものに加えて次の事項について記載すること。

①業務工程表

②捕獲調査業務の手順（※提案内容を反映すること）

③安全管理（※提案内容を反映すること）

④緊急時の体制、連絡先および対応

(2) 現地調査準備等

現地調査準備等は、捕獲資材の準備や捕獲業務内容等の資料の作成および関係機関への説明業務を含むものとする。

(3) 事前踏査

委託者に同行し、現場状況等を確認すること。

(4) 捕獲調査

- ・ 捕獲手法は、箱わな 5 基程度とし、捕獲時期は秋季以降を基本とする。なお、監督職員との協議により手法・時期の変更を可とする。
- ・ 誘引餌は、錯誤捕獲を防止するために成形固形化牧草（ハイキューブ）等を用いるなどとし、シカ以外の動物が捕獲された場合は、速やかに放獣すること。特に、ツキノワグマ・ニホンカモシカが誤って捕獲された場合は、滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課の担当者と協議し、適切に対応すること。
- ・ シカを捕獲した場合、観光客の安全性等を考慮し、山頂付近に観光客等が集まる前（早朝等）に止めさしを行うなど配慮すること。
- ・ 捕獲設定数量は次の①および②とし、いずれかの数量を達成しない場合は契約額の変更を行うものとする。また捕獲数が 8 頭を超える場合、設計変更の対象とするが、予算に限りがあるため監督職員と事前に協議すること。
 - ① シカを 8 頭捕獲
 - ② 捕獲作業（事前誘引、わなの点検、給餌、止めさし等）として 13 日間、捕獲従事者が延べ 26 人日以上の出役
- ・ 捕獲実施区域は、原則として実施計画で定める区域内とする。
なお、天候等状況により実施が困難な場合は、監督職員と協議すること。
- ・ 捕獲従事者は、当業務の実施目的を理解するとともに、シカの捕獲技術に優れており、また、自身の安全管理や他者への安全対策が自律的に実施でき、倫理観高く機動的に対応できる狩猟免許所持者とする。また、過去 10 年間に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法などの狩猟関係法令に違反していない者で受託者が定めた者とする。

- ・ 捕獲個体は、個体群特性の把握に活用するため、次の計測等を行う。
 - ① 体重、全長、肩高長等、幼獣の場合は「前足付け根～尻間長」等を捕獲個体整理票に記録する。
 - ③ 切歯（下あご前歯 左右各 1 本）および尻尾を採取し、提出する。
- ・ 捕獲個体は、前記に規定する計測等を行った後は、解体し、段ボールに詰めた上で、湖北広域行政事務センタークリスタルプラザ等で焼却処分等を行うなど、適切に処理すること。捕獲現場から駐車場までの捕獲個体の運搬については、観光客の目につかないように一輪車、シート等を活用すること。

（５）各種書類の作成（作業記録簿（日報）、捕獲個体整理票および他書類）

捕獲その他委託業務の実施に必要な作業を行った場合は、作業記録簿（日報）を作成すること。

なお、任意の様式を使用する場合は、監督職員と協議すること。

捕獲した場合は、不正な 2 次利用防止の観点から捕獲個体整理票を作成するとともに、尻尾を切り取った上、上記切歯および捕獲個体の記録写真とともに、提出すること。

記録写真は、以下の①および②の方法で撮影した写真を 1 枚ずつ添付すること。

- ① 全景写真（捕獲個体のアップ写真）：捕獲個体の頭を右向けにして寝させ、右腹にスプレー等で番号（青色以外）を記入し、頭と胴体の全身が写るように撮影すること。また、尻尾を切断してから、切り取った尻尾と一緒に日付を入れて撮影すること。
- ② 捕獲個体と捕獲者が写った写真：頭を右にして寝かせ、番号を書いた捕獲個体と捕獲者と背景が一緒に写るように日付を入れて撮影すること。捕獲個体番号は「I 8（伊吹山・8 年度）－ 1」から開始し、番号が重複しないようにすること。

（６）調査業務との情報共有および次期実施計画の更新（樹立）のための情報収集

別に委託発注する調査業務の受託者と、最新の調査情報を共有し、当業務に反映させること。また、科学的で計画的な鳥獣の管理による効果的な捕獲を促進するため、当業務の結果・情報を収集し、調査業務の受託者と共有すること。

(7) 報告書作成

次のものを委託者に提出すること。

- ①報告書（事業実施計画書を含む） ファイル製本（A4版） 2部
- ②報告書の電子データを収納した電子媒体（ファイル製本報告書に添付すること）
1部

(8) 打合せ

受託者は、委託者の指示する段階において打合せを実施するとともに、作業中においても、委託者と緊密な連絡を取ること。また、その際の記録を業務打合簿に記録し、2部作成して委託者、受託者それぞれが押印した上で、同じものを保管すること。
なお、打合せは、2回程度実施すること。

5. 関係法規の遵守およびそれらに関する手続き等

- (1) 受託者は、業務実施に当たり関係法規を遵守し、業務の円滑な進捗を心掛ける。
- (2) 受託者は、業務実施に当たり関係機関との連絡を保つとともに、それらの関係機関への届出等が必要な場合には、自らの責任と費用負担において、法令および業務委託契約書の定めに基づき実施しなければならない。
- (3) 受託者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、あらかじめ監督職員と協議し、その内容を記載した文書を委託者に提出しなければならない。

6. 管理技術者について

- (1) 受託者は、業務における管理技術者および照査技術者を定め、委託者に通知すること。
- (2) 管理技術者は、契約の履行に関し、業務の管理および統括を行うこと。
- (3) 照査技術者は、業務仕様書等に基づき、成果物が技術的に適正かつ正確に作成されているか審査すること。

7. 安全対策（安全管理・安全教育）について

- (1) 受託者は、当業務実施期間中に人身事故の防止に努め、交通の妨害となるような行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為等を行わないよう、注意を払わなければならない。
- (2) 受託者は、捕獲調査員に対して事故の未然防止に係る安全教育を行い、捕獲調査時に所定の腕章を装着させ、捕獲機材等については必要な表示等を行わなければならない。

また、必要に応じて安全誘導員、案内看板等を配置し、地元住民および登山者の安全の確保に努めるものとする。

(3) 受託者は、調査時に登山等の入山者に対して、必要に応じて周知を行い、苦情等のないよう円滑な業務遂行に努めること。

(4) 受託者は、必要に応じて調査時に委託者（担当職員）の立ち会いを求めること。

(5) 受託者は、業務実施に先立ち、事故発生時の連絡網を委託者に報告すること。

(6) 受託者は、現場調査を行う際には、豚熱ウイルス感染拡大の防止に努めること。

8. 事故防止、その他報告

(1) 受託者は、業務実施中の事故、人身事故または第三者に対して損害を与える事故が発生したときは、応急の措置を講じるとともに、直ちに事故発生の原因、経過および事故による被害の内容等を委託者に報告しなければならない。

(2) 受託者は、県民等から苦情等を受けた場合は、速やかに委託者に報告しなければならない。